

第3章 基本方針及び目標年次

第1節 計画改定の趣旨

平成18年2月に前計画を策定して6年が経過したが、この間、人口は予測を上回って減少し、リーマンショックが追い討ちをかける形で経済情勢は低迷が続いた。また、平成19年10月から清掃センターに搬入されるごみの適正化を図るため搬入ごみの検査体制を強化した結果、平成12年以降ごみの減量が進み、平成22年度は、清掃センター開業(平成2年)以来最少のごみ量を記録した。さらに、北但ごみ処理施設整備事業は、候補地の変更を余儀なくされるなど、本市の廃棄物処理を取り巻く環境が変化したことを受け改定する。

平成16年から北但行政事務組合は、広域ごみ・汚泥処理施設候補地として日高町上郷区を適地として選定し、3年をかけ誠意を以って生活環境影響調査の受け入れをお願いしてきたが、平成19年7月に上郷区総会において受入れについて不同意の決定がなされたため、上郷区での建設を断念するに至った。

豊岡市、香美町、新温泉町で構成する北但行政事務組合では、選定委員会方式により改めて候補地を選定することとし、最終的に竹野町森本区及び坊岡区が適地として選定された。

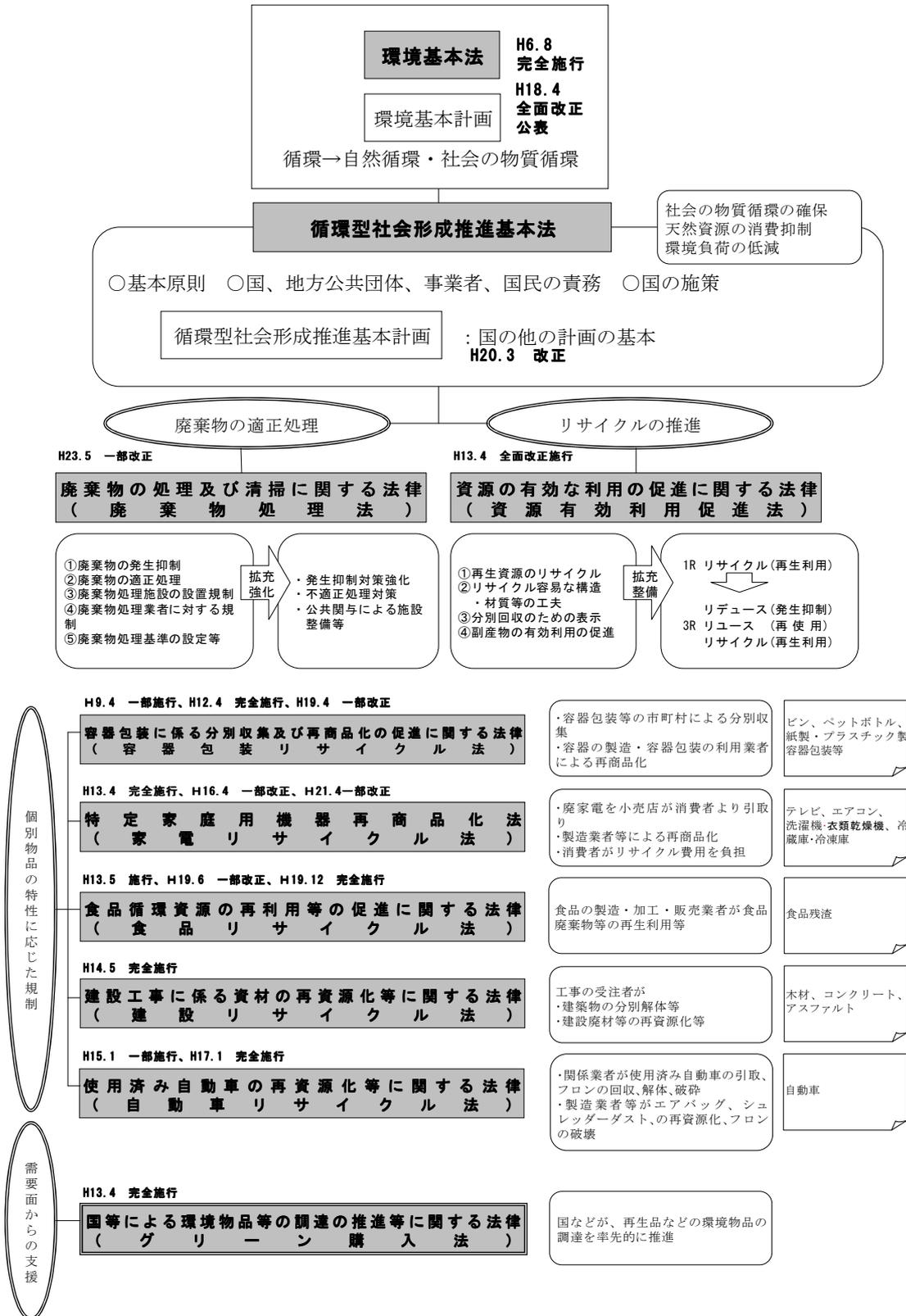
選定委員会の報告を受け、構成市町長で構成する北但行政事務組合正副管理者会において、委員会の報告どおり「森本・坊岡区」を候補地として決定した。

北但ごみ処理施設整備事業は、北但行政事務組合と竹野町森本、坊岡両区の間で基本協定を締結し、平成20年12月2日から実質的なスタートを切った。北但ごみ処理施設は、平成27年度末竣工、平成28年4月稼働予定となっている。

今回改定する本計画は、平成20年3月に改定された国の「循環型社会形成推進基本計画」や平成22年12月に改定された国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び平成19年4月に改定された「兵庫県廃棄物処理計画」などを勘案し、循環型社会の構築を目指すことを基本に、前計画の進捗状況の評価、各施策や目標値の達成度の検証、新たな課題を見出し、そして、将来のごみ処理の目標や施策を見通し策定するものとする。

循環型社会の形成を推進するための法体系を図 3-1 に示す。

図 3-1 循環型社会の形成を推進するための法体系



また、ごみ処理に関しては、循環型社会の構築を目指すとともにダイオキシン類対策を推進するため、国から一般廃棄物の減量目標が示されており、兵庫県においても同項目についての目標値を別途掲げている。

■ 国の目標値（目標年度：平成27年度）

- 排出量：平成19年度比約5%削減（平成9年度比約9%削減）
- 再生利用率：約25%
- 最終処分量：平成19年度比約22%削減（平成9年度比約59%削減）

■ 県の目標値（目標年度：中間目標22年度、最終目標27年度）

区 分	単 位	基準	中間目標	最終目標
		(平成15年度)	(平成22年度)	(平成27年度)
排出量	千 t /年	2,625	2,168	2,131
平成15年度比（基準）	%	—	△17.4	△18.8
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	1,183	947	923
生活系	g/人・日	770	654	637
事業系	g/人・日	413	293	286
再生利用率	%	13.5	23.0	25.0
最終処分量	千 t /年	416	299	287

資料：兵庫県廃棄物処理計画（改定版）

本市においても社会情勢の変化に対応すべく、循環型社会の構築に向けて、一般廃棄物の排出抑制や減量・再資源化及び適正な処理・処分を計画的に推進していくための方針、方向性等について明確にすることを目的として本計画を改定する。

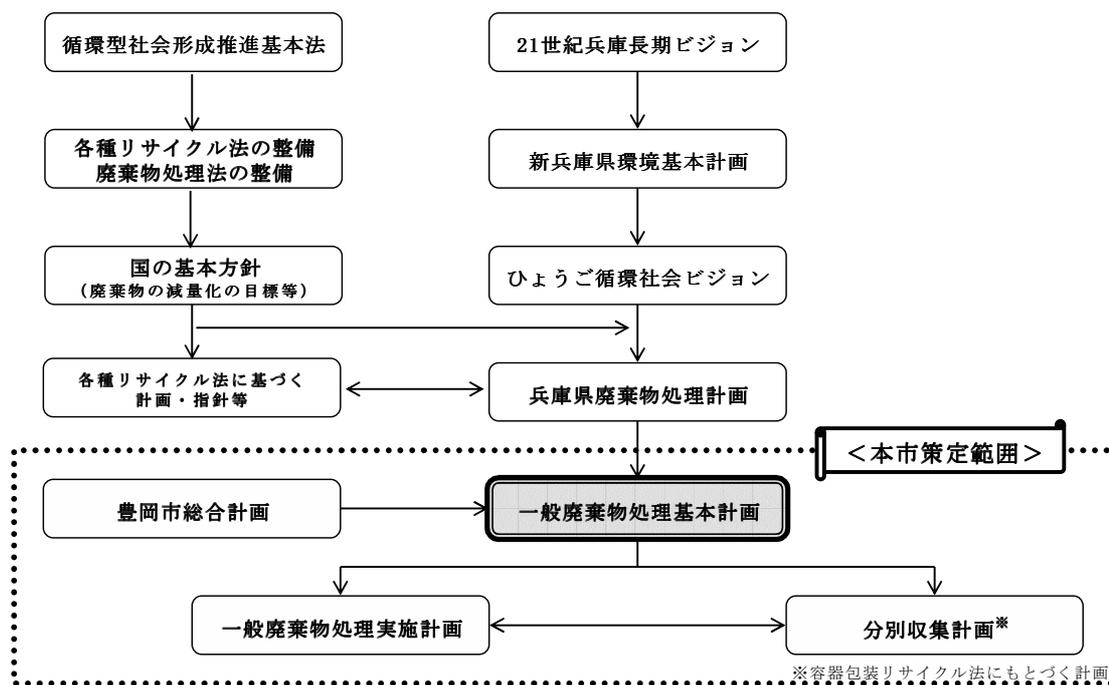
第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「廃棄物処理法施行規則」第1条の3の規定に基づいて策定するものであり、本市における一般廃棄物の排出抑制、減量・再資源化ならびに適正処理に関しての長期的、総合的な方向性を示すものである。

したがって、本計画は、上位計画である「兵庫県廃棄物処理計画（改定版）（平成19年4月）」、「豊岡市総合計画」等との整合を図ることを前提として、上位計画における一般廃棄物処理事業に関する事項を明確にし、本市における具体的方向性を定める計画と位置づける。

本計画と他計画との関係を図 3-2 に示す。

図 3-2 本計画と他計画との関係



第3節 基本方針

本市は、古くからコウノトリとともに暮らしてきたまちで、人々は自然の恵みを楽しみ、産業を興し、心豊かな暮らしを続けてきた。

しかし、20世紀後半の大量生産、大量消費及び大量廃棄の事業活動や生活様式は、多くの環境破壊と人々に意識変化をもたらした。その結果、コウノトリは自然界から姿を消し、地球温暖化や異常気象等に見られるように、私たちの生存も脅かされるようになってきた。

私たちは、「コウノトリも住めるまち」の実現が、人間にとっても豊かな社会であると信じ、一度日本で絶滅したコウノトリをいつの日か甦らそうと、人工飼育を続け、平成17年9月24日、念願であった飼育下のコウノトリの自然放鳥に至った。

平成19年には、放鳥したペアが初めて繁殖に成功しヒナを巣立てさせ、それから5年たった平成24年には、放鳥コウノトリ3世が誕生した。

しかし、本当の意味でコウノトリが野生復帰できるかどうかは、今後の私たちの取組によるところが大きい。コウノトリが安心して生息できる環境をつくるためには、私たちの体に深く染み込んだ生活様式と価値観を見直さなければならない。

私たちは、限られた資源を大切に使い、環境負荷を少しでも減らすため、ごみの減量・再資源化を推進しなければならない。

本計画では、快適で住みよい生活環境を確保し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、「循環型社会の構築」を基本理念として、市民・事業者に向けたごみ問題の啓発活動や減量・再資源化施策の実施、広域ごみ処理施設整備事業の推進等を実施することを基本方針とする。

第4節 目標年次

基本計画は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課策定のごみ処理基本計画策定指針により、概ね10年～15年の長期計画とすることとされている。

本計画の計画期間は、平成24年度を計画初年度とし、目標年次を平成38年度とする15年間と定め、この間の基本計画を総合的に策定するものとする。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年毎または基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には随時、見直しを行うものとする。

計画期間を図 3-3 に示す。

図 3-3 計画期間

